

嶺南版ふくい創業サポート事業企画・運営業務 仕様書

この仕様書に示す内容は、業務の基本的事項を示すものであり、契約に際しては、提案の内容を踏まえて仕様を追記することとする。

1 委託業務名

嶺南版ふくい創業サポート事業企画・運営業務（以下「サポート事業」という）

2 委託業務期間

令和8年 月 日から令和9年3月31日まで

3 委託料

20,921,000円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

4 委託業務の目的

県では、嶺南地域の産業活性化を図るため、創業を目指す方や創業期の経営者に対し、成長段階に応じた適切な支援を継続的に行うことにより、新設法人（株式会社または合同会社）の設立および福井ベンチャーピッチへの登壇者の創出を図る。

5 支援対象者

嶺南地域内で創業を目指す方や創業期の経営者（以下、「起業家等」という）

6 委託業務の内容

（1）活動場所

常駐する活動拠点を設ける必要はない。ただし、起業家等への対面による伴走支援が常時可能な体制を構築すること。

（2）「4 委託業務の目的」を達成するため、起業家等の発掘・広報と起業家等の伴走支援を次の①～⑥のとおり実施すること。

① 起業家等の発掘・広報

イベントや広報、他機関との連携活動等の計画を作成して、起業家等との接点を創出し、④から⑥に接続する起業家等を継続的に発掘すること。

また、サポート事業を実施していることをプッシュ型により県民に広く周知するとともに、支援内容について、常時アクセスできる環境を整備するなど、起業等を目指す県民がサポート事業の実施を知らないことがないように努めること。

発掘対象者)

- ・ 今後1年程度での創業を志向する者
- ・ 創業後概ね2年以内で事業の磨き上げを必要とする者

例)

ア セミナー・ワークショップを開催

イ 市町や商工会議所・商工会に対し本サポート事業の趣旨、参加方法、伴走体制を周知

ウ 県内のビジネスアイデアコンテスト等のイベントに参加し起業家等を発掘

エ 県内大学との連携

② 創業チャレンジコンテストの開催

嶺南地域において創業または新規事業に取り組む意欲のある者を対象に、優れたビジネスアイデアを募集し、コンテストを開催することにより、嶺南地域における創業機運の醸成および起業家の発掘・育成を図ること。コンテストの実施にあたり、(ア)～(エ)の業務を行うこと。

ア 募集に関する業務

- ・募集要項、応募様式等の作成
- ・Web サイトやチラシ等を活用した広報の実施
- ・関係機関（商工団体、県内大学、ふくい産業支援センター等）と連携した周知
- ・その他応募者の確保に向けた広報・募集手法について、提案を行うこと
- ・賞金は総額50万円以内で設定し、委託料の範囲内で負担するものとする。ただし、他に多くの応募が期待できるコンテスト形式がある場合は、福井県との協議の上、受託者が提案するコンテスト形式にすることができる。

イ 応募受付・管理

- ・応募者の受付および問い合わせ対応
- ・応募書類の整理および管理
- ・応募者のブラッシュアップ支援

ウ 審査の実施

- ・コンテスト（プレゼンテーション審査）の企画・運営
- ・審査員の選定および日程調整
- ・会場の手配、当日の運営
- ・観覧者の募集および広報
- ・表彰および記録の作成

エ フォローアップ

- ・コンテスト終了後、サポート事業への接続を図り、参加者の創業や事業化に向けた支援を行うこと

③ 起業型地域おこし協力隊の活動支援および管理

ア 県が行う地域おこし協力隊の選考に参加すること。

イ 嶺南地域において起業に取り組む地域おこし協力隊員（以下「隊員」という）2名(予定)に対し、④から⑥の伴走支援を通して、事業の磨き上げ、実証、試行、関係者との連携構築や、地域おこし協力隊のミッションである市町役場への訪問等を通じた地域課

題の把握や、市町役場や地域と課題認識に関する合意形成、地域行事やイベント等を活用した住民等を対象とした活動報告やイベントの実施を行い、地域課題の解決や地域内での雇用創出につながる事業の創出および法人設立を支援すること

- ウ 隊員の活動状況を把握し、毎月、活動経費の一覧の作成と根拠資料を取りまとめ、県に提出すること。

活動経費例) 家賃、通信、自動車燃料、リース費、ETC 使用料、作業道具、書籍、消耗品、旅費、損害保険、コワーキングスペース利用料等

- エ 地域おこし協力隊の委嘱期間の延長の際に行う審査に参加すること

※地域おこし協力隊の委嘱期間は、委嘱日から当該年度末日までとする。ただし、委嘱期間を延長する際には、隊員の活動や事業進捗、成果等を評価し、延長の可否を判断するための審査会を開催します。（最長3年まで）

④ 事業計画等の磨上げに関する定期的な面談（壁打ち会）の開催

- ア 壁打ち会の参加者を常時募集するとともに、①、②で発掘した起業家等を対象に、壁打ち会を毎月開催し、創業に向け起業家等のアイデアや事業計画について継続して磨き上げを行うこと。

- イ 壁打ち会は、(公財) ふくい産業支援センターの職員に加え、起業家等を支援するうえで、十分な創業や経営知識を有する者を1名以上配置して助言を行うこと。

- ウ 参加者は、初回参加時にプレゼンを行い、助言を受ける形式とする。2回目以降は、参加者がプレゼン形式または相談会形式を選択できるものとする。相談会形式の場合は、他の参加者のプレゼンや相談会を聴講することも可能とすること。

- エ 壁打ち会は1年を通して6回以上開催すること。

- オ 壁打ち会は、参加者の活動拠点を考慮した嶺南コワーキングスペースでの対面を原則とするが、天候不良等の状況に応じて、オンラインも可能とする。

- カ 壁打ち会は半日（3～4時間程度）で完結する内容とすること。

- キ 参加者の参加費用は無料とすること（懇親会等を開催する場合や旅費は除く）。

⑤ 事業計画の磨き上げを集中的に行うプログラムの開催

壁打ち会の参加者のほか、具体的なビジネスアイデアを持つ起業家等を対象に、事業計画の磨き上げを集中的に行うプログラムを1回実施すること。

- ア 先輩起業家との意見交換やワークショップ、参加者同士の交流会を行うなど、具体的な事業計画を持つことができる7日程度のプログラム（実施期間は問わないが、委託期間中に終了すること）とすること。

- イ 作成した事業計画をプレゼンする機会を設けることとし、プログラム参加中または参加後の磨き上げには②壁打ち会を活用すること。

- ウ 発表は原則、参加者の活動拠点を考慮した嶺南地域のコワーキングスペースを活用すること。

- エ 参加者の費用は無料とすること（懇親会等を開催する場合や旅費は除く）。

⑥ その他の伴走対応

④の壁打ち会および⑤の事業計画の磨き上げを集中的に行うプログラムに加え、課題抽出・整理や関係者とのマッチング、助成金の獲得など起業家等の求めに応じて個別の課題解決に向けた起業家の行動に繋がる継続的かつ能動的な支援を行うこと。また、起業家等同士のつながりを強化する交流会を開催すること。なお、④の壁打ち会および⑤の事業計画の磨き上げを集中的に行うプログラムについては常時受入れられる体制とすること。

ア 次の相談は、ふくい産業支援センターの相談窓口の活用を検討すること。

例)

- i 創業に係る手続きの助言
- ii 営業許可や法規制に関する助言
- iii 無料クラウドサービスの活用の助言
- iv 就業規則作成に関する助言
- v 獲得できそうな補助金の助言
- vi 参加できそうなビジコンの助言
- vii 事業計画や資金繰り（公庫の案内）の助言
- viii 経営進捗への助言

（３）支援目標

業務を実施する上で、次のとおり目標とすること

ア ②の創業チャレンジコンテストの参加人数は１０名程度とすること。

イ ④の壁打ち会の各回の参加人数は１０名程度とすること。

ウ ⑤の事業計画の磨き上げを集中的に行うプログラムの参加者は各日１５名程度とすること。

エ 福井ベンチャーピッチ選考会登壇候補となるような起業家等を出すこと。

オ ５社程度の新たな法人を年度内で創出すること。

７ 独自提案事項（任意）

- ・本業務の目的を達成するために効果があると考え独自の実施（集中プログラム、起業キャンプ等）がある場合は、企画提案することができる。ただし、実施に要する経費は、独自提案事項も含めて委託料の上限額の範囲内とする。

８ スケジュールについて

スケジュールについては、受託者からの提案をもとに、県と協議の上確定することとするが、県としては開始までのスケジュールは以下を想定している。

・スケジュール(案)

令和 ８年	９月上旬	契約締結
	９月中旬	事業開始

9 業務の報告

- ・業務の進捗、支援対象者の状況等について毎月、県に報告すること。
(氏名、所属、年齢、事業内容、参加経路、課題、今後の対応方針 等)
- ・業務終了後、速やかに全体の実施報告書を提出すること。
- ・(2) ②④⑤⑥の参加者および人数を取りまとめること。また、今後の政策に反映できるよう、参加者が嶺南版ふくい創業サポート事業の情報を入手した媒体や伴走支援の課題をまとめること。
- ・本事業中もしくは終了後の、株式会社または合同会社設立の状況を把握し、当該者のリストを作成すること。
- ・業務終了後、成果目標の達成状況を検証し、書面により県に報告を行うこと。具体的な報告内容については、県と協議の上、決定するものとする。
- ・その他、県の指示に応じて、関係資料を提出すること。

10 その他

- ・受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・実施体制について、本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと
- ・事業運営中に、参加者の声や要望に合わせて適宜企画内容の変更をすること。ただし変更の際は、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること
- ・育成した起業家等の事業後の成長支援は、受託者や受託者の関係する企業・投資家等に限りことなく、ふくい産業支援センターや県内外の企業・投資家等を紹介するなど広がりのあるものとする。

11 嶺南版ふくい創業サポート事業の位置づけ

公益財団法人ふくい産業支援センターでは、福井県内からベンチャー起業家を発掘・育成するため、ふくいベンチャー創出プロジェクト（福井ベンチャーピッチ（昨年は10月29日 アオッサにて開催）や専門家によるメンタリング等）を実施している。

このサポート事業は、県内の潜在起業家を発掘し事業計画の磨き上げ等の支援を通じて、ふくいベンチャー創出プロジェクト、特に福井ベンチャーピッチへ成長意欲の高い起業家を送り出すことを目的の一つとしているため、公益財団法人ふくい産業支援センターと緊密に連携する仕様としている。別添「嶺南版ふくい創業サポート事業の位置づけイメージ図」参照